



浦添市教育委員会
平成28年5月制定
令和4年5月9日改訂
令和5年3月16日
(一部追加)

＜浦添市部活動等活動方針＞

- 1 浦添市立中学校における部活動の3つの柱
 - ◆【適切な部活動の在り方の推進（適切な活動時間・休養日の設定）】
 - ◆【休日の地域部活動移行に向けた体制整備（生徒の活動機会の創出、教職員の負担軽減）】
 - ◆【暴力・暴言・ハラスメントの根絶（再発防止、人権意識の高揚）】
- 2 望ましい部活動の在り方
 - (1) 部活動の指導においては、勝利至上主義（大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いる等）に陥らない指導を行う。
 - (2) 部活動には、子どもの健全な成長発達のための重要な意義があり、部活動の指導では、子どもの人格や人権を尊重し、子どもの意思や成長を最優先に考えなければならない。
 - (3) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程と関連を図り、合理的かつ効率的に取り組む。
- 3 適切な指導・運営及び管理のための体制の構築
 - (1) 学校は、「学校の部活動に係る活動方針」を再検討し、策定する。
 - (2) 学校は、適切な部活動の運営ができるよう、適正な数の部活動を設置する。
 - (3) 学校は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置を検討する。但し、新規部活動設置の際は十分な審議を経て判断する。
 - (4) 学校は、学校の実態に応じて複数顧問制に取り組む。また、積極的に外部指導者の活用に努める。
※現時点では、本市の部活動指導員制度化に向けて検討中。
 - (5) 教育委員会は、生徒の活動機会の創出と教職員の負担軽減を図るため部活動指導員等の任用・配置に努める。
 - (6) 指導者は、「年1回」、教育委員会や学校、各競技団体等の開催するいずれかの研修を受講する。

4 適切な指導の実施

- (1) 学校は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶についての取組を徹底する。
- (2) 練習及び練習試合では、生徒の安全管理を最優先する。天候の変動等により生徒の安全を確保できない場合は活動の中止や延期、計画の見直し等、適切に対応する。
- (3) 中央競技団体や関係団体の指導の手引きを活用する。

5 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日は週当たり2日以上（平日1日、週末1日）、活動時間は平日2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 各学校の部活動が参加する大会等は、県及び地区中体連が主催又は共催する大会とし、それ以外の大会や地域の行事等への参加については、実態に応じて各学校で精査する。
- (2) 市教育委員会は、県及び地区中体連と連携し、各学校の部活動が参加する大会数の上限の目安等を策定する。

7 地域との連携等

- (1) 市教育委員会・文化スポーツ振興課及び各学校は、学校施設開放事業を推進する。

8 休日の部活動の段階的な地域移行へ向けて

- (1) 市教育委員会は、スポーツ庁等が示す「段階的な地域部活動移行」等について、市所管課や地域の総合型スポーツクラブ等と連携し、持続可能な運営体制を整備する。
- (2) 市教育委員会は、スポーツ庁等の動向を注視し、生徒の活動機会の創出と教職員の負担軽減を図るため、持続可能な運営体制の構築に向けて、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、学校単位の部活動に代わりうる生徒の活動機会の確保・充実のための方策を検討し具現化していく。
- (3) スポーツ庁の「令和5年度から令和7年までの3年間で、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする」という目標を受け、本市においても以下の取組を行う。

①取組概要

毎月第1日曜日を「地域部活動の日」とし、部活動の指導、管理等を外部指導者や部活動指導員、保護者会等で実施する日を設定する。また、毎月第3日曜日はこれまでどおり「家庭の日」として、部活動を行わない日とする。

②取組計画

令和5年度：毎月第1日曜日を「地域部活動の日」とする。

令和6年度：全ての日曜日を「地域部活動の日」とする。

令和7年度：日曜日に加え土曜日もできるだけ「地域部活動の日」とする。

令和8年度：休日（土日祝祭日）をすべて「地域部活動の日」とする。

③具体的な取組内容

- 「地域部活動の日」は、外部指導者や部活動指導員、保護者会で部活動の指導と管理を行い、教員は原則、指導や管理・引率等を行わない。
※計画を事前に校長へ提出し、承認があれば学校災害共済給付制度（独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校設置者との契約）が適用される。
- 外部指導者や部活動指導員、保護者会による指導・管理ができれば、当該の部活動は休みとする。
- 「地域部活動の日」に教員で指導・引率等を行う場合は、校長はその理由を把握する。
- 大会で休養日にできない場合は、当該部活動の「地域部活動の日」を別の休日に変更してもよい。
- 令和5年度より部活動指導員を配置する。
※中学校運動部活動1名、中学校文化部活動1名×5校＝10名
- 「地域部活動の日」は、令和5年9月から実施する。

9 暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組

- (1) 学校は、校内に生徒や保護者からの部活動における暴力・暴言・ハラスメントについての相談体制（窓口等）を指導者、部員・保護者等に周知する。
- (2) 学校は、部活動に係る校内委員会「部活動顧問会又は地域部活動連絡会（仮称）」（PTA関係者や地域関係者等（部活動指導員、外部コーチ含む）を設置する。
- (3) 保護者会設置の場合は、保護者の意向を踏まえ、学校が適切に関与する。

10 暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた学校における具体的な取組

- (1) 学校は、部活動における暴力・暴言・ハラスメントと疑われる事案について、市教育委員会に一報を入れ、報告書を提出し、市教育委員会と連携し問題の解決に取り組む。
- (2) 他の指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに当たる行為を確認した指導者等は、生徒の安全を確保し、速やかに管理職に報告・相談する。
- (3) 学校は、「管理職用、指導者用チェックシート」を活用し、指導改善に取り組む。
- (4) 学校の管理職は、異動時において、部活動等における指導者の暴力・暴言・ハラスメントに関する情報を適切に引き継ぐ。

11 研修の充実と市教育委員会の役割

- (1) 学校は、新年度の職員会議（服務研修等）、長期休業中の職員会議等において、国のガイドラインや県の部活動等の在り方に関する方針・部活動等における暴力・暴言・ハラスメント、市の部活動等活動方針、学校方針を確認し、また、チェックシートを活用するなどして、部活動指導の改善に取り組む。
- (2) 教職員（顧問）は、県や市または関係団体の主催する部活動指導者研修会等へ「年1回」受講するよう努める。
- (3) 市教育委員会は、管理職や指導者等へ人権教育を含めた研修を実施する。

- (4) 市教育委員会は、各学校の部活動方針を点検し、必要に応じて指導助言し、フォローアップする。
- (5) 市教育委員会は、生徒・保護者等からの部活動に関する相談等に対し、速やかに学校・関係者から状況を確認し、必要に応じ指導助言しながら、話し合いによる解決を促す。問題の解決に当たっては、必要に応じて、市の顧問弁護士の助言を受ける。
- (6) 市教育委員会は、実際に、暴力・暴言・ハラスメントと特定される事案については、県教育委員会・関係各課と連携し迅速に対応する。
- (7) 実際に暴力・暴言・ハラスメントと特定されることが予想される事案について、県教育委員会・関係各課と連携し迅速に対応する。

1 2 学校以外の相談窓口

- (1) 学校は、「子どもの人権 110 番」等や関係機関・団体の相談窓口について、指導者、部員、保護者等へ周知する。

1 3 指導者と部員等との連絡体制の在り方と留意点

- (1) 原則として、指導者から部員への連絡事項は、学校教育活動時間内（部活動時間内）に、直接、口頭又はプリント等を用いて行い、必要に応じて保護者等へも周知すること。また、可能な限り、学校電話を使用すること。
- (2) 緊急連絡等の場合は、指導者と部員との連絡（SNS等の活用）が、顧問から主将といった「1対1」とならないよう、複数名でのグループでの連絡体制を構築することや、保護者会役員等を含める等の工夫を図る。

1 4 終わりに

- 指導者においては、「子どもは大人のものではないこと」を十分に認識した上で、「部活動は指導者のものではなく、子どもたちが自主的・自発的に行うもの」であることを再確認し、更なる信頼関係の構築に向けて、部活動指導に取り組む。
- 保護者の皆様も上記のことを十分に再確認し、今後とも学校や部活動のサポートをお願いいたします。また、指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに対しては、一人で悩まず、保護者会、学校（管理職等）、教育委員会等に相談するなど、子どもたちを守る行動をお願いいたします。
- 部員みなさんも、部活動が部員同士の自主的・自発的な参加により行われるものであることを再確認し、自覚と責任を持って活動する必要があります。また、指導者や保護者等が自分たちを支える存在であることも再確認した上で、部活動に取り組んでください。

<参考資料>

【望ましい運動部活動を目指した活動方針】

沖縄県中学校体育連盟(平成31年3月19日)

- (1) 休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医科学の観点から以下を基準とする。
- ①週あたり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ②1日の活動時間は長くとも平日においては2時間程度、休業日では3時間程度とする。できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- ③長期休業中は、生徒の十分な休養及び多様な活動の時間が確保できるよう、ル程度長期(オフシーズン)を設ける。
- ④下校時間の設定は、遅くとも日没までに帰宅できる時刻をめどに定める。
- (2) スポーツ障害・外傷及びバーンアウトを防止するために、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的導入に努める。
- (3) 勝つことのみを重視(勝利至上主義)した運動部活動の在り方を見直し、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導に努める。
- (4) 大会参加については、中体連主催・共催の大会を基本とし、その他の各種大会については生徒・指導者の身体的・精神的負担や、保護者の経済的負担も考慮しながら精選・調整して参加するように努める。
- (5) 顧問、部活動指導員、外部指導者、保護者会等が常に連携を密にしながら学校の運動部活動に係る活動方針に沿った運営に努める。
- (6) 地域の実態に応じて、運動部活動と地域スポーツ活動が連携し、生徒のスポーツ活動を豊かにしていくよう努める。
- (7) 指導に当たっては、肉体的・精神的に悪い影響を及ぼす厳しい指導や体罰、生徒の人間性や人格の尊厳をそこねたり否定するような発言や行為は絶対に許さず、指導の方法として行わない。

※なお、文化系部活動においても同様に配慮することが必要である。